# 別表七(一)

# 「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 法人が、当期に欠損金額を生じた場合に、その欠損金額につき翌期以後に法第57条(欠損金の繰越し))の規定の適用を受ける場合
- (2) 法人が、当期に欠損金額を生じた場合(青色申告書を提出している場合に限ります。)に、その欠損金額につき翌期以後に令和2年旧法第57条((青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し))の規定の適用を受ける場合
- (3) 法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第114条((固定資産に準ずる繰延資産) に規定する繰延資産について災害による損失の金額(以下この明細書において「災害損失欠損金額」 といいます。)があるときに、当該災害損失欠損金額につき翌期以後に令和2年旧法第58条((青色申告 書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し))の規定の適用を受ける場合
- (4) 法人の有する震災特例法第15条《震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例》に規定する棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内に同条に規定する震災関連原状回復費用(以下この明細書において「震災関連原状回復費用」といいます。)を支出することができなかった法人が、その事情がやんだ日の翌日から3年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときに、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額を災害損失欠損金額に該当するものとみなして、法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例》の規定の適用を受ける場合
- (5) 法人が仮決算による中間申告をする場合に、法第78条((所得税額等の還付))の規定による還付を受ける場合
- (6) 法人が、法第80条第5項((欠損金の繰戻しによる還付))において準用する同条第1項の規定により 還付の請求をする場合
- (7) 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額(以下この明細書において「青色欠損金額」といいます。)のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限ります。)又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたものに限ります。)について、平成27年改正前の法第57条((青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し))又は法第57条の規定の適用を受ける場合
- (8) 災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限ります。)又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日以後に開始した事業年度において生じたものに限ります。)について、平成27年改正前の法第58条((青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し))又は法第58条の規定の適用を受ける場合

#### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注 意 事 項
「損金算入限度額 (1)× 50又は100 100 2」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合 (1) × 50又は100 / 100 (注) 中小法人等事業年度とは、法第57条第11項各号に掲げる法人の法第57条第11項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。以下この明細書において同じです。 (1) 措置法第66条の11の5第2項(銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例)の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構 (2) 措置法第67条の14第1項第1号((特定目	中小法人等の判定については、83 ページを参照してください。

欄	記	載  要	領	注	意 事	項
「控除未済欠損金額3」	(2) (1) 金年(い損にいす) (2) (1) 金年(い損にいす) (2) (1) 音期じ年又ま年後りさは (2) (3) 金年(い損にいす) (4) 金年(い損にいす) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	孫官 第 代	》に掲げる要件を 項第1号(投資法 掲げる要件を満た 第1項第1号(特 人の課税の特例) 項に規定する特定 第1項第1号(特 人の課税の特例) 項に規定する特定	て (で で で で で で で に で に で に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に	年事色損と始じり意法。年14業欠金なした年く人月至月年損額がた欠間だの其平	1度金のま事損とさ例に成日に額繰す業金ない。自る以お又越が年額り。 平1後いは期、度のま 成年
	(2) (3) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	57 第でにま2し翌該よ旧こ。事x第年さ1×はに業()でこ算法が読17 5のはす年等日当り法規 業な9旧れ項しお年法に法入第あみ2年条8 るよ。旧ののすそ第定 年さ項法る《のけ度第は第る》17る替旧第条場別 法場属るの81す 度れ、第欠定適るに55 156 (条場え法2第合表 第合す場法条る にも令58損株用同お条載条免項1の適項2(七 7の事をの気結 いる2第額ににて規211除の項割用55	しの)) 条最業除欠第欠 てと年4及よ規規生定に項等規〔価す条条く規に付 第終年き損6損 生含旧項びて定定じの社若が定被損る第のは定該表 6の度ま金項金 じみ法等当支すすた適。しあを災益場1規第の当一 項連です額〔個 たま第の該配るる同用 くつ同法等合項定項用る3 規事るにみ結帰 損)条定人た損用にあ 第場第に特含しよ又を場」 定業場はな欠属 金の第にが損等事規る 2合5つ例みくるは受合の す年合、さ損額 額う9よ法等法業定も 項の項い))まは改	損2月日(和10 293損31431(和年) 231損31431自9間 31 4 31 6 31 5 3 5 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	操門合合)月扩年1)操期至ら年越(和和年3。3日に越(平令年期年2141 月至生期自成和41 月子 まずじ間平39月	は、33年1) (成たは、1年1年1、133日ま 自3青、3年3日至 平0色平03月至和43期令の 成年欠成年月期令

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
		み替えて適用 59条第2項第 に限ります。) あった場合の を受ける場合 記載します。	する場合 第3号に掲 《会社更 )欠損金の ・には、別	を含み、 げる場合 生等によ 損金算入 表七(三)	の規定により請 令和2年旧法第 に該当する場合 る債務免除等が 》の規定の適用 「27」の金額を				
(3) ك	期控除額 (当該事業年度の : ((2)-当該事業年度前の(4) 合計額) のうち少ない金額)	その控除できる 当期応受ける。 当期応受ける。 (1) 「((2)ー満ま の事 でのでは、 (1) でのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	金額を記 第 66 条6 だ 損 業 事 い 。 6 条 度 、 6 条 度 11 12 12 13 14 15 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	載します。 り 11 の 4 か 全 5 を 6 を 7 に 0 4 が 4 が 4 が 4 が 4 が 6 が 7 が 7 が 7 が 8 が 8 が 8 が 9 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7	第1項(認定事件例)のには、次には、次には、の合計額をのというのとのというのとのというのとのという。 日本				
	各欄共通	当期の別表四「総額①」に欠損金額を「当期ともに、その内します。	員金額の記  分」の「	L載がある 欠損金額	に記載すると	中間申告 「翌期繰越	であ 額 5	る場	
「当		なお、「災害打出することがでの欠損金額のうに、この表の「総の金額を移記し	きない事 うちに災害 <sub>操越控除</sub> σ	業年度で 暑による打	員失がある場合				
期	「欠損金の繰戻し額」	次の区分に応 (1) 「災害損失 「災害損失金」	じ、それる 金」の「 のうちね 第1項の 受ける金	欠損金の 会第 80 条 規定の適 額を記載	第5項において 甲を受ける場合 します。	できる事には、「災	業年月 害損 戻し8 色欠	を安全質量	」の「欠 こは記載 」の「欠
分		「青色欠損金」	のうち海	法第 80 条	の規定の適用を 金額を記載しま	欠損金の 失欠損金 額を記載	繰戻しの繰戻してく に置法:	ン額 見しれ だ 第 60	と災害損額の合計 さい。 5条の12
<u>_</u>						大 (金 (金 に で に あ は は は に は に は に は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	以外の る還 法人以 法人以	り欠け 寸の 以外が 明が	貴金の繰 不適用)) の法人に 平成4年
0						31 日まで 業年度で 算中に終 解散(適	の間! ある場 了する 格合信	こ終しる事に	了する事 こは、 業年度、 よる解散
各						を除きまの事実がある。	譲渡さるに規定を規定を担います。	などになるというというというというというというというというというというというというというと	の特別の は法第80 る災害損 は令和2
欄						年改正法 る改正前 13第1項 損金等以 しによる。 規定する	の措置 《中/ 外のり 還付の	置法第 小企 に損って ひ不ら	第66条の 業者の欠 金の繰戻 適用》に

	欄		記	載	;	要	領		注 意 事 項		
「当期									金額若しくは銀行等保有株 表記 表表		
分									資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)(当期末に		
_									おいて資本金の額又は出資金の額が5億円以上である 法人等による完全支配関係		
0									がある法人など法第 66 条 第 5 項第 2 号又は第 3 号 《各事業年度の所得に対す		
各欄									る法人税の税率》に掲げる 法人に該当するものを除き ます。) など、措置法第 66		
小則									条の12第1項各号に掲げる 法人の各事業年度において 生じた欠損金額について は、法第80条の規定の適用 を受けることができます。		
	「災害の種類」		害の呼	<b>弥が定</b> る	かられて			記載しま その災			
「災害によ	「災害のやんだ日又はやむ を得ない事情のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例 法第 15 条第1項各号に掲げる費用その他これら に類する費用の支出を行うことが困難な事情がや んだ日を記載します。									
り生じた損失	「災害により生じた損失の 額」の各欄共通	棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。 災害により生じた損失の額に関する明細書							ムページ (https://www.nta.		
の額						じた損失の			ください。		
の計算」の各欄		資産の種 類	帳簿価額	損失の額	復の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の世界の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	エ の 費 の 力 た 用 に 係 る 損 額 額	計	保険金里 は損害の 額			
			円	円	円	円	円	円			
		<b>&gt;</b>	<b>====</b>	~~	<b>***</b>		$\infty$	$\approx$			

# 3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、78、80、令和 2 年旧法 57、58、平成 27 年改正法附則 1 八の二、27①、令 112、113、113 の 3~116、令和 2 年改正前の令 112、113、116 の 2、規 26~26 の 5、令和 2 年改正前の規 26 の 2~26 の 5 の 2、措置法 66 の 11 の 4、66 の 12、震災特例法 15、震災特例法令 16